

事 務 連 絡  
平成 30 年 6 月 21 日

事業主・事務担当者 様

神奈川県機器健康保険組合

### 治療用装具の療養費支給申請方法の変更について

梅雨の候 ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は当健康保険組合の事業運営に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、平成 30 年 2 月 9 日付で、厚生労働省より「治療用装具の療養費支給申請に係る手続等について」の通知がありました。

これにつきましては、最近、領収書と作成した装具が相違しているなど不適切な申請があることが報告されています。当健康保険組合といたしましても、医療給付の適正化図っていくため、支給申請書の提出に際し、新たに当該装具の写真及び装具作成確認書を添付することとなりました。

つきましては、被保険者の方々に対しご周知いただくとともに、適正な保険給付のためご理解ご協力くださいますようお願い申し上げます。

### 記

#### 1. 申請に必要なもの

- ① 療養費支給申請書
- ② 領収書原本
- ③ 治療用装具の作成指示書原本（医師の意見書等）
- ④ 作成した装具の写真（専用台紙に添付）
- ⑤ 装具作成確認書
- ⑥ 同意書

#### 2. 療養費の対象となる治療用装具とは

- ① 医師の指示にもとづいて作成されたものであること
- ② 治療のために必要不可欠であること
- ③ 患者の体に合わせて作られたオーダーメイド品であること

#### 3. 撮影方法について（別紙 治療用装具の写真について参照）

- ① 治療用装具の全体像が確認できる写真であること
- ② 付属部品等も含めて購入したすべての治療用装具が撮影されていること
- ③ 中敷き等（靴に挿入するタイプの装具）がある場合には、靴から取り出した状態で撮影されていること
- ④ ロゴ、タグ（サイズ表記）、品番、メーカー表記がある場合は、それらが撮影されていること

#### 4. その他

- ① 装具の形状が確認できない場合、再提出をお願いする場合があります。
- ② 小児用弱視等の治療用眼鏡、リンパ浮腫治療のための弾性着衣・義眼の申請については画像・装具作成確認書・同意書の提出は必要ございません。
- ③ **この取扱いは、平成30年8月1日受付分から適用いたします。**

お問い合わせ先  
神奈川県機器健康保険組合  
TEL045-641-7713

## 「治療用装具」申請時の注意事項

平成 30 年 2 月 9 日付、厚生労働省からの通知に基づき、給付の適正化を目的に、治療用装具の療養費を申請する場合は、「当該装具の写真」等の添付が必須となります。

※小児用治療用眼鏡・リンパ浮腫のための弾性着衣・義眼については、写真、装具作成確認書、同意書の添付は不要

### 申 請 に 必 要 な も の

- ① 療養費支給申請書
- ② 領収書原本
- ③ 治療用装具の作成指示書原本（医師の証明書等）
- ④ 作成した装具の写真（専用台紙に添付）
- ⑤ 装具作成確認書
- ⑥ 同意書

### 療養費の対象となる治療用装具

- ① 医師の指示にもとづいてさくせいされたものであること
- ② 治療のために必要不可欠なものであること
- ③ 患者の体に合わせて作られたオーダーメイド品であること
- ④ オーダーメイドで作成した場合のものと同等又はそれに準ずる機能が得られると認められる既製品であること

### 治療用装具とは認められないもの

- ① 症状が固定した後に装着したもの
  - ② 市町村の福祉制度から給付が受けられるもの
- 障害手帳を提示して作成する装具は『補装具』となり、福祉医療制度の対象となります。

### 写 真 の 提 出 方 法 に つ い て

撮影した装具の写真を専用の添付台帳に貼って提出してください。

添付台紙は、当組合のホームページよりダウンロードできます。なお、当該台紙は、Excel ファイルとなっていますので、撮影した写真を添付し印刷することができます。

（お問い合わせ先）

神奈川県機器健康保険組合

☎045-641-7713